

令和6年度 鳥取森林管理署公共工事契約状況

令和6年7月26日

分任支出負担行為担当官
鳥取森林管理署長 寺岡 猛

工事名		施工場所		工事種別	工事概要	入札方式
鳥取森林管理署旧庁舎解体外工事		鳥取県鳥取市東町2丁目325外		建築工事	鉄筋コンクリート3階建庁舎外解体外	一般競争入札 (総合評価)
予定価格(税抜き)	調査基準価格(税抜き)	契約年月日		契約相手方の商号又は名称及び住所		
110,504,689円	102,025,867円	令和6年7月26日		有限会社 トータル住建 鳥取県鳥取市布勢70番地10		
契約金額(税抜き)	工事着手の時期		工事完成の時期			
68,480,000円	令和6年8月		令和7年11月			

- 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第73条の規定に基づく競争参加資格
別添「入札公告」のとおり
- 競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
別添「競争参加資格確認結果書」のとおり
- 入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額
別添「入札執行調書」のとおり
- 予定価格の作成に用いた積算価格についての内訳
別添「工事積算内訳書」のとおり
- 予決令第86条第1項の規定により契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについての調査
調査結果の概要 : 別添「低価格入札調査表」のとおり
- 予決令第91条第2項の規定により総合評価落札方式を実施した理由及び落札者決定基準
別添「入札公告」のとおり

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

令和6年6月5日

分任支出負担行為担当官
鳥取森林管理署長 寺岡 猛

1 工事概要

- (1) 工 事 名 鳥取森林管理署旧庁舎解体外工事（電子入札対象案件）
- (2) 工事場所 鳥取県鳥取市東町2丁目325外
- (3) 工事内容 鉄筋コンクリート3階建庁舎外解体外
詳細は「閲覧図書」のとおり
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和7年11月28日まで
- (5) 本工事の入札は、適切かつ円滑な実施を目的として、仕様に基づく技術提案書等を求め、当該技術提案等に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(簡易型)により行う。
- (6) 本工事は、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (7) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (8) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 近畿中国森林管理局における令和5・6年度に係る一般競争参加資格の「解体工事」又は「建築一式工事」のA、B、C等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿中国森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再

生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再確認を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 平成 21 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に元請けとして完成・引渡し完了した、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率が 20%以上である構成員に限り、当該構成員の実績として認める。）。

同種工事：解体工事又は建築一式工事（新築、増築、改築又は修繕）

なお、同種工事の施工実績が公共工事で工事成績評定がある場合、評定点（以下「評定点」という。）が 65 点未満のものは実績として認められない。

共同企業体にあつては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

- (5) 当該工事の施工実績等に係る技術提案書が適正であること。
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づき専任で配置できること。この場合、本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任の配置は要しない。
- また、主任技術者又は監理技術者の継続的な技術研鑽の重要性や建設業の働き方改革を推進する観点等を踏まえ、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で技術者が短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保し、発注者の承認を得た場合は主任技術者又は監理技術者の配置は要しない。
- ① 1 級若しくは 2 級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。
なお、詳細については入札説明書による。
- ② 平成 21 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに完成・引渡し完了した上記(4)の同種工事の施工経験を有する者であること。
共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が 20%以上である場合のものに限る。
ただし、共同企業体であつては、1 人の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。
なお、当該経験が公共工事に係る経験である場合にあつては、工事成績評定の評定点が 65 点未満のものは経験として認めない。
- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
- ④ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 7 条第 2 号、第 15 条第 2 号に規定する本店、営業所等の専任技術者として登録されている者でないこと。
- (7) 競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書（3 点について以下「技術提案書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿中国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（平成 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 森林管理局長等が発注した工事で、令和 4 年度及び令和 5 年度に完成・引渡しした工事の実績で工事成績評定がある場合は、当該工事に係る評定点の平均が 65 点以上であること。
- (9) 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者でないこと。

- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
- (11) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、鳥取県内、又は隣接する兵庫県内、島根県内、岡山県内及び広島県内に所在すること。また、共同企業体として技術提案書等を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。
- (12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (13) 以下に定める届出をしていない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）でないこと。
- ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- (14) (2)の競争参加資格を有していない者であっても、競争参加資格の確認申請を行うことができる。
この場合、(1)及び(3)から(13)の事項を全て満たしているときは、開札の時に(2)の事項を満たしていることを条件として、競争参加資格があることを確認するものとする。ただし、開札の時に(2)の事項を満たしていない場合は、競争参加資格がないものとする。

3 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記 2 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、技術提案書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (2) 技術提案書等の提出期間、場所及び方法
- ① 提出期間
令和 6 年 6 月 6 日から令和 6 年 6 月 19 日まで(行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く。)の 9 時 00 分から 17 時 00 分まで(12 時から 13 時までを除く。)
 - ② 技術提案書等の提出場所
〒680-0842 鳥取県鳥取市吉方 109 鳥取第 3 地方合同庁舎 2 階
鳥取森林管理署総務グループ
電話 050-3160-6125
メールアドレス : nyusatsu_tottori@maff. go. jp
 - ③ その他
電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、FAX 等によるものは受け付けない。
ただし、承諾を得て紙入札による場合は、技術提案書等は上記②に原則電子メール（提出期限必着。）で送信すること。

- (3) 上記(2)の①に規定する期限までに技術提案書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争入札に参加できない。

4 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式（簡易型）の仕組み

本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

- ① 入札説明書に示された競争参加資格を満たしている場合に、標準点 100 点を付与する。
- ② 上記 2 の (5) の技術提案、上記 3 の (1) の資料で示された実績等により、最大 30 点の加算点を与える。
- ③ 得られた標準点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値(以下「評価値」という。)を用いて落札者を決定する。
その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

(2) 評価項目の指針となる事項

- ① 企業に関する項目事項
- ② 配置予定技術者に関する項目

(3) 落札者の決定の方法

入札参加者は価格及び技術提案書等をもって入札する。標準点に加算点を加えた点数をその入札価格で除して評価値（ $\text{評価値} = \{ (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格} \}$ ）を算出し、次の条件を全て満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格では、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 評価値が標準点（100 点）を予定価格で除した数値（基準評価値）を下回らないこと。

5 入札手続等

- (1) 担当部局：3 の (2) の②と同じ。

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

電子入札システムにより入札を予定している者は、電子入札システム内の入札説明書等ダウンロードシステム及び近畿中国森林管理局ホームページから入札説明書等必要な情報を入手すること。

なお、やむを得ない事情等により承諾を得て紙入札方式により入札を予定している者等には下記①から③により入札説明書等必要な情報を交付する。

- ① 交付期間：令和 6 年 6 月 5 日から令和 6 年 7 月 10 日まで（休日を除く。）の 9 時 00 分から 17 時 00 分まで（12 時 00 分から 13 時 00 分までを除く。）。
- ② 交付、閲覧場所：上記（1）と同じ
- ③ その他：配付資料は無料である。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札方式による入札書を持参すること。なお、持参以外の方法による提出は認めない。

- ① 電子入札方式による入札の開始は、令和6年7月8日9時00分、締め切りは、令和6年7月11日10時00分。
- ② 紙入札方式による入札の場合は、③の開札日に入札書を持参し、鳥取森林管理署会議室において令和6年7月11日10時00分に入札すること。
- ③ 開札は、令和6年7月11日10時30分に鳥取森林管理署会議室において行う。
- ④ 紙入札方式による入札の場合は、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写しを持参し、入札前に確認を受けること。なお、代理人が入札する場合は、委任状をあわせて持参し、入札前に確認を受けること。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金：免除
- ② 契約保証金：納付

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

ア 利付き国債の提供

イ 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証会社をいう。）の保証。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

(3) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（様式は自由。）を電子入札システムにより提出すること。発注者の承諾を得て紙入札方式により入札する場合は、入札書とともに工事費内訳書（様式は自由）を提出すること。

なお、当該工事費内訳書未提出の入札は無効とする。

(4) 入札の無効

- ① 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- ② 無効の入札を行った者を落札者としたことが明らかとなった場合には、落札決定を取り消す。
- ③ 分任支出負担行為担当官から競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に上記2に掲げる資格がない場合は、競争参加資格がない者に該当する。
- ④ 上記①の場合には、「工事請負契約指名停止等措置要領」第1第1項の規定に基づく指名停止又は第10の規定に基づく書面若しくは口頭での警告若しくは注意の喚起を行うことがある。

(5) 配置予定主任技術者等の確認

落札者決定後、CORINS（一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム）等により配置予定の主任技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約の締結を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、配

置予定主任技術者等の変更は認められない。

- (6) 契約書作成の要否 : 要
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 : 上記3の(2)の②と同じ。
- (8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
上記2の(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3の(2)により技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (9) 技術提案書等の内容のヒアリング
技術提案書等の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。
- (10) 本案件は、技術提案書等の提出及び入札を電子入札システムで行うものであり、詳細については、入札説明書及び「電子入札システム運用基準(建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務)」(令和5年6月)による。
- (11) 発注者綱紀保持対策について
農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容(日時、相手方及び働きかけの内容)を記録し、同規程第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会(以下、「委員会」という。)に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められる場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。
(不当な働きかけ)
① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
② 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取
- (12) 建設業者においては、建設業法上、その営業所ごとに専任の技術者を置くことになっており、工事の主任技術者等は原則兼務できないことに留意すること。
- (13) 下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等について
工事の施工のために請負契約を締結する工事において、受注者は、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請負人とはしないものとする。
ただし、受注者は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる場合がある。この場合の要件、手続き並びに違約罰等については、入札説明書等による。

(14) 本工事請負契約における契約約款は、近畿中国森林管理局ホームページの「国有林野事業工事請負契約約款(令和6年4月12日以降に入札契約手続きを開始する工事の請負契約から適用)」をダウンロードすること。

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日とする。

お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、近畿中国森林管理局のホームページ「発注者綱紀保持対策」をご覧ください。

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

(別添 1)

競争参加資格確認結果書

工 事 名：鳥取森林管理署旧庁舎解体外工事

発 注 機 関 名：鳥取森林管理署

入 札 公 告 日：令和6年6月5日

競争参加資格確認結果通知日：令和6年6月25日

資格確認申請者	資格の有無	資格がないと認めた理由
株式会社 藤原組	有	
有限会社 トータル住建	有	
有限会社 河原工業	有	
株式会社 東部林業	有	
株式会社 創美	無	入札説明書4(6)に基づく主任技術者等について、本店、営業所等の専任技術者として登録されている者でないことを確認できる書類の添付が無かったため
株式会社 懸樋工務店	有	
株本建設工業 株式会社	有	
株式会社 前田産業	有	
株式会社 大北工業	有	
株式会社 ジューケン	無	入札説明書4(13)に基づく健康保険等の加入状況を確認できる資料の添付が無かったため

(備考) 1 「資格の有無」の欄には、資格があると認めた場合には「有」と記載し、資格がないと認めた場合には「無」と記載すること。

2 「資格がないと認めた理由」の欄には、入札公告において示した「競争に参加する者に必要な資格に関する事項」のどの事項を満たさなかったのかを記載すること。

入札執行調書

調達案件番号(第003805010020240004号)			調達案件名称			鳥取森林管理署旧庁舎解体外工事			
業者名称	技術評価点					入札第1回			備考
	総計	標準点	技術提案加算点			金額	評価値	順位	
換算加算点 (小計)			企業に関する 項目	配置予定技術 者に関する項 目					
(有)トータル住建	120.63	100	20.63	7	4	68,480,000	17.615	1	落札
(株)藤原組	126.25	100	26.25	9	5	79,800,000	15.82	2	
(株)前田産業	111.25	100	11.25	6	0	92,000,000	12.092	3	
(株)東部林業	118.75	100	18.75	6	4	102,200,000	11.619	4	
(株)懸樋工務店						116,000,000			
株本建設工業(株)						131,000,000			
(株)大北工業						辞退			
(有)河原工業						辞退			

(注)上記金額は、入札者が見積もった金額の110分の100に相当する金額である。

入札執行月日	令和06年7月11日
開札結果は上記の金額の通り相違ありません。	
執行官	寺岡 猛
立会・確認職員	大井 秀明
	山下 綾音

工事名称 鳥取森林管理署旧庁舎解体外工事

工事場所 鳥取県鳥取市東町2丁目325外

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
I. 直接工事費	1	式	77,073,045	
上記のうち処分費合計	1	式	1,930,213	
II. 共通仮設費 (積み上げ分)	1	式	4,718,175	
III. 共通仮設費 (率計上分)	1	式	3,689,513	(直接工事費-処分費) × 率
純工事費			85,480,733	
IV. 現場管理費	1	式	12,190,020	(純工事費-処分費) × 率
工事原価			97,670,753	
V. 一般管理費等		式	12,833,936	
工事価格			110,504,689	
VI. 消費税相当額	10%		11,050,468	
税込概算工事費			121,555,157	

低価格入札調査表

1 業務名 鳥取森林管理署旧庁舎解体外工事

2 1番札入札者 有限会社トータル住建

3 説明資料審査結果

	項目	審査内容
様式1	当該価格で入札した理由	対象工事箇所との距離が比較的短く、現場管理費や仮設物などの経費を低減することが可能である。
様式2-1	積算内訳書	旧庁舎解体に係る経費を特にコストカットしている。
様式2-2	一般管理費等の内訳書	特に問題無し。
様式3-1	手持ち工事の状況（対象工事現場付近）	対象工事箇所の近隣で鳥取県発注の改修工事を実施している。
様式3-2	手持ち工事の状況（対象工事関連）	該当無し。
様式4	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係	事務所・倉庫から対象工事箇所までの距離は5.8km、時間として15分程度である。
様式5-1	手持ち資材の状況	手持ち資材無し。
様式5-2	資材購入予定先一覧	材料購入予定無し。
様式6	手持ち機械の状況	手持ち機械無し。
様式7	労務者等の具体的供給見通し	下請け会社を労働力として確保することとしている。
様式8	過去に施工した同種の公共工事名及び発注者	同種の施工実績がある。
様式9	経営内容（決算報告書）	流動性分析では、特段の問題は無いと判断される。
総合判断	上記の審査内容から、当該入札価格でも確実な事業を行うことができると判断する。	○

※審査の対象としない項目は、審査内容欄に「審査対象外」と記載すること。